

香川県報



号外

平成17年

6月3日(金曜日)

香川県内水面漁場管理委員会会長 羽田剛

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

コイの持ち出しを制限する水域の公表

（水産課）

一

内水面漁場管理委員会指示

漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限

告示

香川県告示第三百七十一の二号

平成十七年香川県内水面漁場管理委員会指示第一号（漁業法の規定によるコイの持ち出し等の制限）に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められるので、コイの持ち出しの制限をする水域を次のとおり定め、公表する。

平成十七年六月三日

香川県知事 真鍋武紀

津田川水系（津田川、谷川、梅檀川、養神川、古川、爛川、土井川、谷川、大糸川、本村川、逆川、新名川）及びこれと連接一体をなす内水面

内水面漁場管理委員会指示

香川県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおりコイ（マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止を指示する。

平成十七年六月三日

一 指示の内容

1 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると香川県知事が認めた場合は、香川県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出しはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

2 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

（一）コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

（二）コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

（三）PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 1の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

二 指示の期間

平成十七年六月三日から平成十八年三月三十一日まで



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています